

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月27日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

巣原地区

(桟原、宮谷、日吉、天道茂、中村、今屋敷、田渕、大手橋、国分、久田道、久田道、西里、久田、白子、堀田、尾浦、安神、久和、内院、内山、桃木、豆駿上町、豆駿中町、豆駿浜町、浅藻、豆駿瀬、佐須瀬、阿連、小茂田、小茂田浜、下原、床谷、日掛、上山、樺根、樺根浜、樺根、上槻、久根田舎、久根浜)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 17 経営体

集落営農 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻については、目標収量を確保して良品質の米が稔る稲の体格作りを行う。しいたけ栽培は新規就農者を中心に生産基盤の整備・原木の確保・販売ルート等の改善を重点的に対馬しいたけをブランド化する。露地野菜については、新規就農者を中心にネット販売など、幅広い経営を図る。施設栽培では、目標収穫量を確保し、栽培技術を向上させる。また、畜産では増頭を目標に、安定的な経営計画を立て、新規就農者を増やしていく。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

美津島地区

(焼松、上の町第 1 、上の町第 2 、中の町、日向、本町、住吉、日の出、宮の下、瀬原第 1 、瀬原第 2 、樽ヶ浜、大浜、高浜、西高浜、根緒、洲藻、箕形、吹崎、加志、今里、尾崎、昼ヶ浦、黒瀬、竹敷、島山、浦崎、中浜、大船越本町、平瀬原、久須保、女護島、緒方、犬吠、玉調、大山)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 16 経営体

集落営農 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻作の省力・低コスト化を図り、新規就農者の育成に取り組む。そばは排水対策を行うことで収量向上と、対馬そばのブランド化を目指す。しいたけ栽培では、認定農業者と新規就農者を中心に、品質向上を図り、良質で安全な対馬しいたけをもっとアピールする。飼料作物では今後の畜産業発展のため安全で良質な自給飼料を目指す。畜産については、担い手の確保及び質的向上と肉用牛増頭強化を図る。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月27日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

豊玉地区

(小船越、芦浦、賀谷、濃部、赤島、鴨居瀬住吉、元鴨居瀬、新鴨居瀬、長手、細浦飛渡、仁位、佐志賀、嵯峨、貝鮎、糸瀬、和板、横浦、塩浜、見世浦、鑓川、千尋藻、曾、位之端、卯麦、佐保、貝口、東加藤、水崎、加志々、唐洲、廻、志多浦、大綱、小綱、銘、田)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 19 経営体

集落営農 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻では、農業を中心とし高品質・安定生産を目標に今後も作付けに力を入れる。飼料作物では、良質な牧草を維持し生産性の向上を図る。畜産では、担い手の育成と肉用牛の増頭にも力を入れる。しいたけ栽培では、新規就農者を中心に、安全・高品質な対馬産しいたけのブランド化を目指す。施設栽培は栽培技術の向上と規模拡大を目指す。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月27日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

峰地区

(三根上、三根下、三根浜、津柳、青海、木坂、狩尾、賀佐、吉田、櫛、佐賀、志多賀、志越、鹿見、久原、女連)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 21 経営体

集落営農 1 経営体

法人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻では、認定農業者を中心とした特別栽培の推進により一般栽培米との区別販売を行い所得向上を図るとともに、新規就農者の育成や田んぼオーナー制度、食育の推進への取り組み実施による不作付水田の有効活用を推進する。しいたけ栽培においては、意欲ある新規就農者を中心に栽培規模を拡大するとともに、良質なしいたけを出荷するため栽培技術の向上を図り、経営発展をめざす。飼料作物及び飼料用稻については、認定農業者を中心に作付面積を拡大し、自給飼料の収量・品質の向上によりコストの削減と所得向上を図る。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月27日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上県地区

（松ヶ崎、浜町、土井奈、本元町、上町、下町、太鼓町、三軒屋、大地、西津屋、深山、恵古、仁田ノ内、井口、友谷、湊、中山、瀬田一、瀬田二、樅滝、飼所、越ノ坂、犬ヶ浦、御園、越高、伊奈、志多留、田ノ浜）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 26 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻においては、認定農業者を中心とした特別栽培の推進により、一般栽培米との区別販売を行って所得向上を図る。また、新規就農者の育成や田んぼオーナー制度、食育の推進への取り組み実施による不作付水田の活用を促進する。しいたけ栽培については、意欲ある新規就農者を中心に栽培規模を拡大するとともに、良質なしいたけを出荷するため栽培技術の向上を図る。そばでは、排水対策を行って収穫量を安定させ対州そばのブランド化を目指す。アスパラ栽培では、栽培管理を徹底し品質向上と反収の増加を目指すとともに、農業従事者が高齢化しているので後継者育成にも取り組んでいきたい。飼料作物では認定農業者を中心に作付面積を拡大し、自給飼料の収量・品質向上によりコストの削減と所得向上を図る。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上対馬地区

(河内、大浦、鰐浦、豊、泉、西泊、古里、比田勝、網代、富浦、津和、唐舟志、浜久須、玖須、大増、舟志、五根緒、茂木、琴、芦見、一重、小鹿)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

しいたけ栽培では、認定農業者を中心に栽培規模を拡大するとともに、良質なしいたけを出荷するため栽培技術の向上を図る。また、新規就農者の確保に努める。そばについては、耕作放棄地解消のため、今後栽培規模の拡大を図る。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

曾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体

集落営農 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

そば栽培は気候や天候で収穫量が安定しないため、今後規模の拡大を図り、安定した収量確保を目指す。水稻については、認定農業者を中心にヒノヒカリやつや姫に力を入れているので、今後は栽培規模を拡大し、収穫量の増加を目指す。飼料作物では、自給飼料生産を中心とした経営基盤強化、作付面積を拡大する。畜産では、新規就農者を増やすために、より安定的な経営計画を実行し、畜産業の発展を目指す。

農地中間管理事業等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

対馬市長 財部能成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

志多賀地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻では、目標収量を確保して良品質の米が稔る稻の体格作りを図る。露地野菜は、新規就農者を中心にネット販売など、幅広い経営を図る。施設栽培については、目標収穫量を確保し、栽培技術の向上を目指す。畜産では、増頭を目標に安定的な経営計画を立て、新規就農者を増やす。